

公 告

次のとおりユーティリティ調達に関する一般競争入札に付します。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和5年2月22日

公益財団法人愛知水と緑の公社 理事長 藤戸 聡

1 調達内容

(1) 調達案件の名称

入札は、調達案件ごとに、それぞれ入札に付します。

水処理・汚泥処理用薬品

ア ポリ塩化アルミニウム	1トンあたり単価契約
イ 次亜塩素酸ソーダ	1トンあたり単価契約
ウ ポリ硫酸第二鉄	1トンあたり単価契約
エ 液体苛性ソーダ	1トンあたり単価契約
オ 珪砂（矢作川浄化センター焼却炉流動砂用）	1トンあたり単価契約
カ 高分子凝集剤（境川スクリーンプレス脱水機用）	1トンあたり単価契約
キ 常圧浮上汚泥濃縮装置用起泡助剤	1キログラムあたり単価契約

(2) 案件の仕様・納入場所及び予定数量等

別添薬品の納入に関する仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

(4) 入札方法等

ア 本入札の詳細な入札方法は、公益財団法人愛知水と緑の公社入札者心得書（以下「入札者心得書」という。）

(<http://aichi-mizutomidori.or.jp/bidinfo.html> 参照) によるものとします。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札については、入札者心得書 別記様式1（入札書）により提出するものとします。

エ 再度入札は1回限りとします。ただし、再度入札において落札者がいないときは、随意契約によることができるものとします。

オ 上記エにより随意契約を行うため見積書を徴するときは、再度入札の入

札者のうち、最安値の入札者から見積書を徴するものとします。ただし、再度入札の参加者がいない場合、1回目の最安値の入札者から見積書を徴するものとします。

カ (1)の調達案件ごとに、それぞれ入札に付します。

2 競争参加資格

本件業務の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とします。

- (1) 愛知県会計局入札参加資格者名簿において、対象案件に係る業務分類（大分類「01. 物品の製造・販売」、中分類「03. 薬品・試薬・農薬」、小分類「05. 工業薬品」）に登載されている者であること。
- (2) この公告の日から落札決定までの間、愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) この公告の日からの落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更正手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当するものの全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
ウ その他入札の適性さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 入札関係図書の配布等

(1) 入札関係図書について

入札者心得書、入札参加申込書及び薬品仕様一覧を当社のホームページにアクセスし、ダウンロードしてください。

アドレス：<http://aichi-mizutomidori.or.jp/bidinfo.html>

http://aichi-mizutomidori.or.jp/hp_gesui/

なお、入札関係図書がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせてください。

ア 問い合わせ先

公益財団法人愛知水と緑の公社総務課企画指導グループ

名古屋市中区丸の内3丁目19番30号（郵便番号460-0002）

電話（052）961-0684

イ ダウンロードできる期間

令和5年2月22日（水）午後1時から令和5年3月16日（木）

午前10時00分まで

4 対象案件の入札参加申込書及び供給証明書の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、本公告と併せて掲載してある書類一式（以下記載）を提出しなければなりません。なお郵送（書留郵便に限る）も認めるものとします。

1. 一般競争入札参加申込書 様式第1

2. 供給証明書 様式第2

(2) 次の期限（日曜日、土曜日を除く）までに対象案件の入札参加申込書及び供給証明書を提出していない者は入札に参加することができません。

(3) 対象案件の入札参加申込書及び供給証明書の提出期間

令和5年2月24日（金）から

令和5年3月8日（水）まで（入札参加申込書等受付締切予定日時）

ただし、持参する場合は、正午から午後1時までを除いてください。

5 対象案件の入札参加申込書及び供給証明書の提出先（郵送によるものも含む。）

公益財団法人愛知水と緑の公社総務課企画指導グループ

名古屋市中区丸の内3丁目19番30号（郵便番号460-0002）

電話（052）961-0684

6 入札予定日時及び入札場所

ア ポリ塩化アルミニウム 令和5年3月16日(木) 午前10時05分

イ 次亜塩素酸ソーダ 令和5年3月16日(木) 午前10時10分

ウ ポリ硫酸第二鉄 令和5年3月16日(木) 午前10時15分

エ 液体苛性ソーダ 令和5年3月16日(木) 午前10時20分

オ 珪砂（矢作川浄化センター焼却炉流動砂用）

令和5年3月16日(木) 午前10時25分

カ 高分子凝集剤（境川スクリーンプレス脱水機用）

令和5年3月16日(木) 午前10時30分

キ 常圧浮上汚泥濃縮装置用起泡助剤

令和5年3月16日(木) 午前10時35分

公益財団法人愛知水と緑の公社会議室

7 入札の無効

(1) 入札者心得書第12条（入札の無効）に該当する入札は、無効とします。

(2) 本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、落札決定時において2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

また、入札書受付締切予定日時までに提出のない入札も無効とします。

8 落札者の決定方法

(1) 当会社の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有することを確認した上で落札者とし、落札者決定通知書を当会社のホームページに掲載します。

アドレス：http://aichi-mizutomidori.or.jp/hp_gesui/

なお、当会社の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が複数いた場合は、くじにより落札者を決定します。

- (2) 7 (2) により落札決定を取り消した場合は、次順位の低価格による入札者を新たな落札者とします。

9 入札保証金

免除

10 契約書の作成の要否

要

11 契約保証金

免除

12 関連情報を入手するための照会窓口

3 (1) アに同じ。

13 特定の不正行為に対する措置

- (1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求にあわせて本件契約を解除することがあります。
- (2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。

14 その他

- (1) 入札参加者は、本公告及び入札者心得書を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
- (2) 現場説明会は実施しません。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けた場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)及び「愛知県が行う調達契約から暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、公益財団法人愛知水と緑の公社は一切の損害賠償の責を負いません。

様式第1

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

公益財団法人 愛知水と緑の公社理事長殿

(入札者)
所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

物件の売買について、入札に参加するに当たり、下記の書類を添えて申込みます。
なお、公告記載の参加資格について全て要件を満たしています。

記

○提出書類

チェック欄

1. 一般競争入札参加申込書 様式第1 (本書)

2. 申込区分【調達案件の名称】・・・公告1-(1)関係

ユーティリティ名称
(調達案件の名称)

3. 供給証明書 様式第2

供給基地が自社でない場合…………… 元売業者の印

…………… 契約書の写し及び原本証明

何れか

○担当者連絡先

1. 商号又は名称	
2. 所属部署	
3. 担当者氏名	
4. 住 所	
5. T E L	
6. 携帯電話	
7. F A X	
8. E-mail	

様式第2

供給証明書

令和 年 月 日

公益財団法人 愛知水と緑の公社理事長殿

(入札者)
所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

以下に示す物件の売買について、契約予定量分を不足することなく安定して供給することを証明します。

記

1. 調達案件

※仕様・規格を満たすことを確認できる書類を添付すること

2. 予定数量

3. 納入期間 令和5年4月1日 ～ 令和5年9月30日

4. 供給基地
(通常時)

基地名:

所在地:

経営会社・元売業者:

(元売業者)
所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

※4の供給基地が自社所有の物でない場合は、基地名を記載し、上記の欄に証明できる者の記入・押印をおこなうこと。なお、入札者と証明者(供給基地)との供給関係が確認出来る契約書の写しを添付する事が可能である場合は、これを省略することが出来る。(写しは原本証明をおこなうこと。)

様式第1

記載例

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

公益財団法人 愛知水と緑の公社理事長殿

(入札者) 愛知県名古屋市中区丸の内〇丁目〇番
所在地

商号又は名称 愛知薬品販売株式会社

代表者氏名 代表取締役 愛知太郎

代表者の印

物件の売買について、入札に参加するに当たり、下記の書類を添えて申込みます。

なお、公告記載の参加資格について全て要件を満たしています。

記

○提出書類

チェック欄

1. 一般競争入札参加申込書 様式第1 (本書)



2. 申込区分【調達案件の名称】・・・公告1-(1)関係

ユーティリティ名称
(調達案件の名称)

次亜塩素酸ソーダ

3. 供給証明書 様式第2

供給基地が自社でない場合…………… 元売業者の印

…………… 契約書の写し及び原本証明



何れか

○担当者連絡先

1. 商号又は名称	愛知薬品販売株式会社
2. 所属部署	法人営業部 第三グループ
3. 担当者氏名	〇〇 〇〇
4. 住所	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内〇丁目〇番地
5. TEL	0123-45-6789
6. 携帯電話	090-〇×△□-□△×〇
7. FAX	0123-45-6788
8. E-mail	abcd@efgh.or.jp

様式第2

記載例

供給証明書

令和〇〇年〇月〇日

公益財団法人 愛知水と緑の公社理事長殿

(入札者)
所在地

名古屋市中区丸の内〇丁目〇番地

商号又は名称

愛知薬品販売株式会社

代表者氏名

代表取締役 愛知太郎

以下に示す物件の売買について、契約予定量分を不足することなく安定して供給することを証明します。

記

1. 調達案件 次亜塩素酸ソーダ

※仕様・規格を満たすことを確認できる書類を添付すること

2. 予定数量 570 t

3. 納入期間 令和5年4月1日 ~ 令和5年9月30日

4. 供給基地 (通常時) 基地名: 水緑製薬岐阜製造所

所在地: 岐阜県〇〇市〇〇1丁目2番地3

経営会社・元売業者: 株式会社 水緑製薬

(元売業者) 岐阜県〇〇市〇〇1丁目2番地3

所在地

商号又は名称

株式会社 水緑製薬

代表者氏名

代表取締役 水緑次郎

※4の供給基地が自社所有の物でない場合は、基地名を記載し、上記の欄に証明できる者の記入・押印をおこなうこと。なお、入札者と証明者(供給基地)との供給関係が確認出来る契約書の写しを添付する事が可能である場合は、これを省略することが出来る。(写しは原本証明をおこなうこと。)

仕 様 書

1. 件名 PAC (ポリ塩化アルミニウム) 単価契約

2. 品質 JWWA-K-154

外観	無色～黄味がかった薄い褐色の透明な液体
酸化アルミニウム濃度	10～11% (Al ₂ O ₃)
pH	3.5～5.0 (10g/L溶液)
比重	1.19以上 (20℃)
塩基度	45～75%

3. 契約単価 ポリ塩化アルミニウム 1tあたりの単価とする。

4. 納入期間 令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

5. 納入予定数量 5,260 t

6. 納入場所及び予定数量

薬品名	品質	豊川浄化センター			境川浄化センター			衣浦西部浄化センター			矢作川浄化センター		
		施設規模	概算予定数量	1回当予定量	施設規模	概算予定数量	1回当予定量	施設規模	概算予定数量	1回当予定量	施設規模	概算予定数量	1回当予定量
			(t)	(t)		(t)	(t)		(t)	(t)		(t)	
ポリ塩化アルミニウム (PAC)	仕様書参照	20m ³ ×2	780	10～20	30m ³ ×3	1,140	10	4m ³ ×5	540	10	20m ³ ×15	1,880	10～40
		5m ³ ×8						20m ³ ×2					
納入場所		豊橋市新西浜町1-3			刈谷市衣崎町2-20			半田市川崎町4-1			西尾市港町1		

薬品名	品質	衣浦東部浄化センター			日光川上流浄化センター			五条川右岸浄化センター			新川東部浄化センター		
		施設規模	概算予定数量	1回当予定量	施設規模	概算予定数量	1回当予定量	施設規模	概算予定数量	1回当予定量	施設規模	概算予定数量	1回当予定量
			(t)	(t)		(t)	(t)		(t)	(t)		(t)	
ポリ塩化アルミニウム (PAC)	仕様書参照	5m ³ ×2	220	5～10	8m ³ ×4	200	8～12	4m ³ ×2	210	10	15m ³ ×1	120	8
		15m ³ ×2						8m ³ ×1					
納入場所		碧南市港南町二丁目8番15号			稲沢市儀長一丁目1番地			岩倉市北島町権現山7-1			北名古屋市九之坪鳴田1番地		

薬品名	品質	日光川下流浄化センター			新川西部浄化センター			概算予定数量の計
		施設規模	概算予定数量	1回当予定量	施設規模	概算予定数量	1回当予定量	
			(t)	(t)		(t)	(t)	
ポリ塩化アルミニウム (PAC)	仕様書参照	18.8m ³ ×1	130	10	10m ³ ×1	40	4	5,260
納入場所		弥富市上野町2-28			清須市西枇杷島町芳野三丁目1番地			

7. 納入する薬品の成分分析結果報告書を提出するものとする。
8. 納入する薬品の数量（重量）の確認は、計量法第107条の計量証明事業の登録を受けた者、又は同法127条の適正計量管理事業所の指定を受けた者の発行する事業所長に提出する計量証明により行う。ただし、袋詰め品の場合は納入伝票の数量にて現地確認により行う。
9. 納入に際し、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他、日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。
10. 場内での移動は十分に注意し事故防止に努めなければならない。納入作業にあたっては薬品の漏洩、飛散のないように作業を実施すること。事故発生時には速やかに委託者に申し出て、その指示に従い応急の措置を講ずること。
11. 本仕様書に明記されていない事項については公社職員と協議すること。

仕 様 書

1. 件名 次亜塩素酸ソーダ 単価契約
2. 品質 次亜塩素酸ソーダは処理水の消毒に適したものとする。
性状 有効塩素12%以上、塩化ナトリウム4%以下
3. 契約単価 次亜塩素酸ソーダ1 tあたりの単価とする。
4. 納入期間 令和5年4月1日から令和5年9月30日まで
5. 納入予定数量 570 t
6. 納入場所及び予定数量

薬品名	規格	豊川浄化センター			五条川左岸浄化センター			境川浄化センター		
		施設規模	概算予定数量	1回当予定量	施設規模	概算予定数量	1回当予定量	施設規模	概算予定数量	1回当予定量
		(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)
次亜塩素酸ソーダ	有効塩素12%以上 塩化ナトリウム4%以下	10m ³ ×2	54	6	14m ³ ×1	100	10	6m ³ ×2	160	3~4
								10m ³ ×1		
納入場所		豊橋市新西浜町1-3			小牧市新小木4-47			刈谷市衣崎町2-20		

薬品名	規格	衣浦西部浄化センター			衣浦東部浄化センター			日光川上流浄化センター		
		施設規模	概算予定数量	1回当予定量	施設規模	概算予定数量	1回当予定量	施設規模	概算予定数量	1回当予定量
		(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)
次亜塩素酸ソーダ	有効塩素12%以上 塩化ナトリウム4%以下	8.3m ³ ×1	70	5	5m ³ ×1	40	5	6m ³ ×1	70	4
		4.0m ³ ×1			6m ³ ×1			8m ³ ×1		
納入場所		半田市川崎町4-1			碧南市港南町二丁目8番15号			稲沢市儀長一丁目1番地		

薬品名	規格	五条川右岸浄化センター			新川東部浄化センター			新川西部浄化センター			概算予定数量の計
		施設規模	概算予定数量	1回当予定量	施設規模	概算予定数量	1回当予定量	施設規模	概算予定数量	1回当予定量	
		(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	
次亜塩素酸ソーダ	有効塩素12%以上 塩化ナトリウム4%以下	1m ³ ×2	60	3.5	3m ³ ×1	10	2	5m ³ ×1	6	2	570
		6m ³ ×1									
納入場所		岩倉市北島町権現山7-1			北名古屋市九之坪鴨田1番地			清須市西枇杷島町芳野三丁目1番地			

概算予定数量の計は小数点以下は、切り上げとする。

7. 納入する薬品の成分分析結果報告書を提出するものとする。
8. 納入する薬品の数量（重量）の確認は、計量法第107条の計量証明事業の登録を受けた者、又は同法127条の適正計量管理事業所の指定を受けた者の発行する事業所長に提出する計量証明により行う。ただし、袋詰め品の場合は納入伝票の数量にて現地確認により行う。
9. 納入に際し、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他、日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。
10. 場内での移動は十分に注意し事故防止に努めなければならない。納入作業にあたっては薬品の漏洩、飛散のないように作業を実施すること。事故発生時には速やかに委託者に申し出て、その指示に従い応急の措置を講ずること。
11. 本仕様書に明記されていない事項については公社職員と協議すること。

7. 納入する薬品の成分分析結果報告書を提出するものとする。
8. 納入する薬品の数量（重量）の確認は、計量法第107条の計量証明事業の登録を受けた者、又は同法127条の適正計量管理事業所の指定を受けた者の発行する事業所長に提出する計量証明により行う。ただし、袋詰め品の場合は納入伝票の数量にて現地確認により行う。
9. 納入に際し、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他、日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。
10. 場内での移動は十分に注意し事故防止に努めなければならない。納入作業にあたっては薬品の漏洩、飛散のないように作業を実施すること。事故発生時には速やかに委託者に申し出て、その指示に従い応急の措置を講ずること。
11. 本仕様書に明記されていない事項については公社職員と協議すること。

仕 様 書

1. 件名 液体苛性ソーダ 単価契約
2. 品質 液体苛性ソーダは、焼却炉排ガス洗浄用に適したものとする。
液体苛性ソーダは、25%溶液とする。
3. 契約単価 液体苛性ソーダ中に溶けている苛性ソーダ分を純度97%に換算したときの重量 1 tあたりの単価とする。
4. 納入期間 令和5年4月1日から令和5年9月30日まで
5. 納入予定数量 950 t (25%溶液)
6. 納入場所及び予定数量

豊川浄化センター			五条川左岸浄化センター			衣浦西部浄化センター			矢作川浄化センター			概算予定数量の計 (t)
施設規模	概算予定数量 (t)	1回当予定量 (t)	施設規模	概算予定数量 (t)	1回当予定量 (t)	施設規模	概算予定数量 (t)	1回当予定量 (t)	施設規模	概算予定数量 (t)	1回当予定量 (t)	
15m ³ ×2	180	10	15m ³ ×1	120	10	15m ³ ×2	350	10	15m ³ ×3	300	10	
20m ³ ×1						13m ³ ×1						
豊橋市新西浜町1-3			小牧市新小木4-47			半田市川崎町4-1			西尾市港町1			

注) 液体苛性ソーダの予定量は、25%溶液のものである。

7. 納入する薬品の成分分析結果報告書を提出するものとする。
8. 納入する薬品の数量（重量）の確認は、計量法第107条の計量証明事業の登録を受けた者、又は同法127条の適正計量管理事業所の指定を受けた者の発行する事業所長に提出する計量証明により行う。ただし、袋詰め品の場合は納入伝票の数量にて現地確認により行う。
9. 納入に際し、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他、日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。
10. 場内での移動は十分に注意し事故防止に努めなければならない。納入作業にあたっては薬品の漏洩、飛散のないように作業を実施すること。事故発生時には速やかに委託者に申し出て、その指示に従い応急の措置を講ずること。
11. 本仕様書に明記されていない事項については公社職員と協議すること。

仕 様 書

1. 件名 珪砂（矢作川浄化センター焼却炉流動砂用） 単価契約
2. 品質 珪砂は、流動床式焼却炉における流動媒体に適しているもので天然山砂珪砂とする。

また、粒度分布及び含有成分については以下のとおりとする。

[粒度分布]

- ・粒度分布のピーク粒度は850 μ mとする。
- ・ピーク粒度の分布が50%以上とする。
- ・ピーク及び上・下の範囲の合計が90%以上とする。

(参考)

粒径 (μ m)	メッシュ	分布率
1700	10号	0%程度
1180	14号	20.8%程度
850	18号	53.6%程度
600	26号	22.8%程度
425	36号	2.4%程度
300	50号	0.4%程度

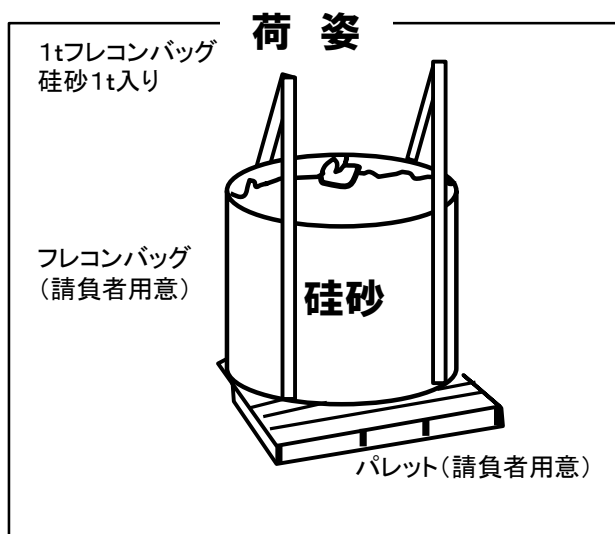
[含有成分]

成分	含有量
SiO ₂	90%以上
Al ₂ O ₃	5%以下
Fe ₂ O ₃	2%以下
CaO	2%未満
MgO	
粘土分	2%未満

3. 契約単価 珪砂 1tあたりの単価とする。
- なお、珪砂単体の単価契約とし、フレコンバッグ・パレットは単価に含まれない。
4. 納入期間 令和5年4月1日から令和5年9月30日まで
5. 納入予定数量 140 t
6. 納入場所及び予定数量

項目	矢作川浄化センター			概算数量 (t)
	荷姿	予定数量 (t)	1回当予定量 (t)	
珪砂	1tフレコン	140	20	140
納入場所	西尾市港町1			

7. 荷姿は下図のとおりとする。



8. 荷下ろしは、指定場所に納入者がフォークリフトにて荷下ろしする。なお、フォークリフトは浄化センターの物を使用可能とする。
9. フレコンバック、パレットの返却は次回納入時に返却を基本とし、次回納入が無い場合は請負者負担にて引取を行う。
10. 納入する珪砂の粒度分布結果報告書及び成分表を事業所長宛てに提出するものとする。
11. 納入する珪砂の数量（重量）の確認は、計量法第107条の計量証明事業の登録を受けた者、又は同法127条の適正計量管理事業所の指定を受けた者の発行する事業所長に提出する計量証明により行う。ただし、袋詰め品の場合は納入伝票の数量にて現地確認により行う。
12. 納入に際し、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他、日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。
13. 場内での移動は十分に注意し事故防止に努めなければならない。納入作業にあたっては薬品の漏洩、飛散のないように作業を実施すること。事故発生時には速やかに委託者に申し出て、その指示に従い応急の措置を講ずること。
14. 本仕様書に明記されていない事項については公社職員と協議すること。

仕 様 書

1. 件名

高分子凝集剤(境川スクリーンプレス脱水機用) 単価契約

2. 予定数量

36.0 t (1回あたり1.2~1.8 t)

3. 契約単価

1 tあたりの単価とする。

4. 納入期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

5. 納入場所

刈谷市衣崎町2-20 境川浄化センター

6. 納入方法

- 1) 当社が無償貸与するアルミ製コンテナ(内容量 0.6t)を用いること。(9基保有)
- 2) 納入数量は、1回あたり1.2~1.8 t程度(コンテナ2~3基)とする。
- 3) 納入前に、受入設備等を確認し、事故及び障害が発生しないように万全な対策を講じること。
- 4) 納入時に、受入設備付近の飛散及びこぼれ等による汚れは清掃をすること。
- 5) 受注者は、契約期間終了後速やかにコンテナの返却すること。
- 6) 納入量は、予定数量から変動する場合がある。

7. 品質・性状

粉状で、境川浄化センターで発生する汚泥を、下記に示す運転条件でスクリーンプレス脱水機で脱水した際に、下記の脱水性能を満たすこと。

運転条件

- ①供給汚泥濃度 : 2.5~4.3% (R4年度上期実績)
- ②供給汚泥VTS/TS : 87~89% (R4年度上期実績)

脱水性能

- ①高分子凝集剤添加率(対DS比) : 0.6%以下
- ②ろ過速度 : 1,000DSkg/h以上
- ③脱水ケーキ含水率 : 77%以下

なお、脱水性能を満たすことが確認できている製品名を指定銘柄として下記に示す。

製造業者	製品名
石垣メンテナンス(株)	イシフロック IY-X4CD7
石垣メンテナンス(株)	イシフロック IY-XZCE5
水ing(株)	エバグロース CS-600
水ing(株)	エバグロース CS-611
ハイモ(株)	ハイモロック MP-185LCR
MTアクアポリマー(株)	アロンフロック C-508UL1KE
(株)ウォーターエージェンシー	WAフロック CL-640DL5

8. 高分子凝集剤の銘柄選定

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに境川浄化センターの汚泥による机上試験により高分子凝集剤の選定を行い、試験結果を当公社に報告し実機試験実施の承認を受けること。承認後公社と調整し速やかに実機試験を行い、運転条件を満たすことを公社に報告、承認を受けた後、納品することを基本とする。
- 2) 指定銘柄を選定した場合は、机上試験及び実機試験を省き、当公社の納品の承認を受けることができる。
- 3) 指定銘柄以外を選定した場合は、1)に示す実機試験の適合性の確認ができず、納品の承認を受けられなかった場合は、指定銘柄のいずれかを納入すること。
- 4) 銘柄選定に係る費用は、全て受託者の負担とする。

9. 脱水性能の確保

- 1) 納入された高分子凝集剤の品質・性状に疑義があると当公社が判断した場合には、受託者は机上試験等を行い結果を当公社に報告すること。
- 2) 契約期間中、上記の運転条件で脱水性能を満足しなくなった場合、当公社と協議し、銘柄の再選定が必要となる場合は、再度選定机上試験および実機試験を行うものとする。
- 3) 試験結果より、納入された高分子凝集剤で脱水性能を確保することが困難な状況となった場合、協議の上銘柄を変更する。

10. 計量

納入する数量（重量）の確認は、計量法第107条の計量証明事業の登録を受けた者、又は同法127条の適正計量管理事業所の指定を受けた者の発行する計量証明により行う。ただし、袋詰め品の場合は納入伝票の数量にて現地確認により行う。

11. その他

- 1) 初回納入前に高分子凝集剤の安全データシート（SDS）、品質規格書を提出すること。
- 2) 納入に際し、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他、日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。
- 3) 事故発生時には速やかに当公社に報告すること。
- 4) その他疑義が生じた場合は、その都度公社と協議すること。

仕様書

1. 件名

常圧浮上濃縮汚泥濃縮装置用起泡助剤 単価契約

2. 契約単価

1kgあたりの単価とする。

3. 納入期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

4. 品質

浄化センターの常圧浮上汚泥濃縮装置にて、汚泥へ高分子凝集剤と共に添加・攪拌した際に汚泥の浮上が確認できる起泡助剤とする。主な規格を次に示す。

(1) 物性

- ・形態：常温で液体
- ・pH：1%水溶液において6～6.5程度
- ・融点：-10℃以下
- ・比重：1.05以下

(2) 添加率：0.1%以下

(3) 区分及び濃度

区分：非イオン界面活性剤
濃度：1%

(4) 法令関係

化審法、消防法(第4類第四石油類もしくは指定可燃物・可燃性液体類を除く)、安衛法、毒劇物取締法等の適用に該当しないこと。

(5) 荷姿：18kg前後の持ちやすい容器

なお、参考として境川浄化センターにて過去に納入実績のある製品名を下記に示す。

製造業者	製品名
三洋化成工業㈱	エマルミン HL-100
青木油脂工業㈱	ワンダサーフ RL-100
第一工業製薬㈱	ノイゲン CL-230

5. 性能試験

受託者は契約締結後速やかに各浄化センターの汚泥、高分子凝集剤による机上試験により、汚泥の浮上性能試験を行い、試験結果を監督員に書面で報告し、実機試験実施の承認を受けること。承認後、監督員と調整し速やかに実機試験を行い、汚泥が適切に浮上することを監督員に報告、承認を受けた後、納品することを基本とする。

ただし、受託者は監督員との協議の上、過去の机上試験結果等により机上試験を省略し、

実機試験の実施の承認を受けることができる。

また、監督員と協議し、過去の納入実績等により実機試験が必要でないと判断される場合に限り、実機試験を省略し納品の承認を受けることができる。

試験等にかかるすべての費用は、受託者の負担とする。

参考として各浄化センターの常圧浮上濃縮設備における使用条件を以下に示す。

浄化センター	対象汚泥	汚泥濃度	汚泥 VTS/TS	起泡助剤添加率	高分子凝集剤添加率
境川浄化センター	余剰汚泥	0.5～1.0%	60～90%	0.1%	0.3%
衣浦西部浄化センター	余剰汚泥	0.5～1.0%	80～90%	0.1%	0.3%
衣浦東部浄化センター	余剰汚泥	0.5～1.0%	70～90%	0.1%	0.3%

6. 薬品の変更

契約期間中、使用条件を満たしている場合で、汚泥が適切に浮上しなくなった場合は、受託者は監督員と協議し、再度机上試験、実機試験を行い、汚泥が適切に浮上する起泡助剤を選定し、監督員の承認を受けるものとする。また、汚泥が適切に浮上しない納入済み品については引き取り、承認を受けた起泡助剤を納入するものとする。引き取りにかかるすべての費用は受託者の負担とし、納入数量に加算しないものとする。

7. 納入予定数量

5,292kg

8. 納入場所及び予定数量

境川浄化センター		衣浦西部浄化センター		衣浦東部浄化センター		概算予定数量の計 (kg)
概算予定数量 (kg)	1回当予定量 (kg)	概算予定数量 (kg)	1回当予定量 (kg)	概算予定数量 (kg)	1回当予定量 (kg)	
3,780	540	1,080	180	432	216	5,292
刈谷市衣崎町 2-20		半田市川崎町 4-1		碧南市港南町 2丁目 8番 15号		

9. 納入方法

荷降ろし場所は監督員の指定する場所とする。納入は保存性を有し液漏れしない容器（キャップ付き）に入れて行うものとする。空き容器は受託者にて回収するものとする。

受託者は納入前に受け入れ設備等の確認を行い、事故及び障害が発生しないように万全な対策を講じるものとする。納入時には荷崩れ防止の養生をすること。

10. その他

- (1) 受託者は1回目の納入の前に製品安全データシート（SDS）を提出すること。
- (2) 受託者は特許権等法令に基づき保護されている第三者の権利を侵さない起泡助剤を納入しなければならない。これに違反した場合の、第三者への損害賠償は受託者の負担とする。
- (3) 仕様書及び契約書に記載のない事項等については監督員の指示によるものとし、必要に応じて監督員と協議により業務を進めること。